

袖ヶ浦市立奈良輪小学校施設整備  
及び保守点検等事業

事業契約書（案）

# 事業契約書

- 1 事業名 袖ヶ浦市立奈良輪小学校施設整備及び保守点検等事業
- 2 事業の場所 袖ヶ浦市奈良輪425番地1他  
(袖ヶ浦市立奈良輪小学校敷地内)
- 3 事業期間 自 令和2年 月 日  
至 令和16年 3月31日
- 4 契約金額 ¥  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
- 5 契約保証金

上記の事業について、市と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約は、「袖ヶ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和46年11月3日条例第34号)により議会の可決を得たとき、効力を生ずるものとする。

ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり市は損害賠償の責めは負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

議決日 令和2年 月 日  
契約日 令和2年 月 日

市 住所 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1  
氏名 袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

事業者 住所  
氏名

# 目次

目次 .....	1
第1章 総則.....	1
第1条 本契約の目的 .....	1
第2条 本件業務 .....	1
第3条 事業期間等.....	1
第4条 実施要領等及び事業者提案の内容遵守並びに優先関係 .....	1
第5条 費用負担 .....	1
第6条 許認可等の取得等 .....	2
第7条 第三者への委託等 .....	2
第8条 本件業務に関する責任.....	2
第9条 第三者に及ぼした損害.....	2
第10条 租税公課.....	3
第2章 設計及び建設等業務.....	3
第1節 総則 .....	3
第11条 全体工程表の作成及び提出 .....	3
第12条 契約の保証 .....	3
第2節 設計業務 .....	4
第13条 事前調査業務の実施.....	4
第14条 設計業務の実施 .....	4
第15条 設計図書の作成及び提出.....	4
第16条 設計条件及び設計図書の変更 .....	4
第17条 設計条件及び設計図書の変更に伴う引渡予定日の変更並びに増加費用及び追加費用の負担 .....	5
第18条 設計業務に関する書類の作成及び提出 .....	5
第3節 建設業務 .....	6
第19条 建設業務の実施 .....	6
第20条 本事業用地 .....	6
第21条 施工計画書の作成及び提出 .....	6
第22条 近隣対策 .....	6

第23条 建設業務の中断	6
第24条 中間確認	7
第25条 事業者による完成検査	7
第26条 市による完成確認	7
第27条 建設業務に関する書類の作成及び提出	8
第4節 工事監理業務	8
第28条 工事監理業務の実施	8
第5節 引渡し業務	8
第29条 本件施設の引渡し	8
第30条 市による完成確認書の発行	8
第31条 本件施設の引渡しの手続	8
第32条 引渡しの遅滞	9
第33条 契約不適合責任	9
第3章 保守点検業務	10
第34条 保守点検業務の実施	10
第35条 保守点検業務仕様書の作成及び提出	10
第36条 保守点検業務の業務責任者	10
第37条 保守点検業務の業務体制の整備	10
第38条 緊急連絡体制の提出等	10
第39条 保守点検業務計画書の作成及び提出	10
第40条 保守点検業務報告書の作成及び提出	10
第4章 保険	10
第41条 設計及び建設期間の保険	10
第5章 事業費の支払い	11
第42条 本事業に係る事業費の支払い	11
第43条 事業費の返還	11
第6章 本件契約の終了	11
第44条 期間満了による終了	11
第45条 市の事由による解除	11
第46条 事業者の事由による解除	11
第47条 法令変更又は不可抗力事由による解除	12

第48条 引渡日前の解除の効果	12
第49条 引渡日後の解除の効果	12
第50条 引渡日前の解除時の対価等の支払	12
第51条 引渡日後の解除時の対価等の支払	13
第52条 事業者の損害賠償義務	13
第53条 その他の損害賠償義務	14
第54条 本件契約終了時の事務	14
第55条 関係書類の引渡し等	14
第7章 法令変更及び不可抗力事由	14
第56条 法令変更及び不可抗力事由	14
第8章 一般条項	15
第57条 第三者の知的財産権等の侵害	15
第58条 本件施設及び成果物に係る著作権	15
第59条 関係者協議会	15
第60条 雑則	16
第61条 守秘義務	16
第62条 個人情報	17
第63条 本件契約の変更	17
第64条 権利の譲渡等	17
第65条 準拠法及び管轄裁判所	17
第66条 協議事項等	18
別紙1 定義集	19
別紙2 日程表	23
別紙3 設計業務提出書類	24
別紙4 建設業務提出書類	25
別紙5 保険	27
別紙6 事業費	29
別紙7 法令変更及び不可抗力事由時の増加費用及び追加費用の負担割合	31
別紙8 支払内訳書	32

## 第1章 総則

### 第1条 本契約の目的

本件契約は、市が次条に規定された本件業務を事業者に対して請け負わせ又は委託し、その他本事業の実施にあたり市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項について規定することを目的とする。

### 第2条 本件業務

袖ヶ浦市立奈良輪小学校増築校舎（以下、「本件施設」という。）の整備に当たって、市が本件契約に基づき、事業者に対して請け負わせ又は委託する業務は、次の各号に掲げる業務及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成される。

- (1) 設計及びその関連業務
- (2) 建設及びその関連業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 空調設備の保守点検業務

### 第3条 事業期間等

- 1 本件契約において、「事業期間」とは、本件契約締結日の翌日を開始日とし、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は令和16年3月31日のいずれか早い方の日を終了日とする期間とする。
- 2 本件契約において、「引渡予定日」は令和4年2月28日とする。ただし、第32条第5項の規定に従って変更された場合には、変更された日とする。
- 3 本件契約において、「設計及び建設期間」とは、本件契約締結日の翌日を開始日とし、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は事業者が本件契約に従って本件施設を市に引き渡した日（以下、「引渡日」という。）のいずれか早い方の日を終了日とする期間とする。
- 4 本件契約において、「保守点検期間」とは、令和4年4月1日を開始日とし、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は令和16年3月31日のいずれか早い方の日を終了日とする期間とする。

### 第4条 実施要領等及び事業者提案の内容遵守並びに優先関係

- 1 市及び事業者は、ここに、実施要領等及び事業者提案の内容が本件契約の内容に含まれることに合意する。事業者は、実施要領等及び事業者提案の内容を含む本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を履行し、その他本件契約上の業務を履行する。
- 2 本件契約の各規定（実施要領等及び事業者提案の内容を除く。以下、本項において同じ。）並びに実施要領等及び事業者提案の内容につき、相互に矛盾がある場合には、本件契約の規定は、実施要領等及び事業者提案のいずれの内容にも優先し、実施要領等の内容は事業者提案の内容に優先する。ただし、事業者提案において、実施要領等で要求された要件より高い水準が規定されている事項に関しては、この限りではない。また、実施要領等に関する質問に対する回答書の内容は、実施要領等の内容に優先する。

### 第5条 費用負担

- 1 事業者による本件業務の履行その他本件契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、本件契約において市が負担する義務を負う費用を除き、全て事業者が負担する。
- 2 事業者による本件業務の履行その他本件契約上の義務の履行に必要な事業者の資金の調達は、全て事業者が事業者の責任及び費用で行う。

## 第6条 許認可等の取得等

- 1 事業者は、事業者による本事業の履行その他本件契約上の義務の履行に必要な一切の許認可等を法令上必要とされるときまでに取得し又は届出を行い、法令等上必要とされる期間これらを維持（必要な更新を含む。）する。市は、事業者より要求があった場合には、事業者による当該許認可等の取得、届出又は維持に合理的に必要な協力を行う。
- 2 事業者は、市が要求した場合には、前項に規定された許認可等に関する書類の写しを市に対して提出する。
- 3 市は、市による本事業の実施に必要な一切の許認可等を法令等上必要とされるときまでに取得し又は届出を行い、法令等上必要とされる期間にこれらを維持（必要な更新を含む。）する。事業者は、市より要求があった場合には、市による当該許認可等の取得、届出又は維持に合理的に必要な協力を行う。
- 4 市は、事業者が要求した場合には、前項に規定された許認可等の取得、届出又は維持がなされているか否かを事業者に対して通知する。

## 第7条 第三者への委託等

- 1 事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、本件業務の全部又は一部を第三者に委任及び委託せず、かつ請け負わせない。ただし、本項の規定は、本条に基づく事業者からの本件業務の委任、委託又は請負を受けた受任者、受託者又は請負人が当該業務につき第三者に再委任、再委託又は再請負をすることを妨げるものではない。
- 2 本条の規定に基づく事業者による本件業務の全部又は一部の第三者への委任、委託及び請負は、全て事業者の責任において行うものとし、これにより事業者の本件契約上の責任は減免されない。本条の規定に基づく事業者からの本件業務の委任、委託又は請負を受けた受任者、受託者又は請負人の責めに帰すべき事由により、事業者が本件契約上の義務を履行しなかった場合でも、事業者は、たとえ事業者が当該受任者、受託者又は請負人の選任及び監督につき、善良なる管理者の注意義務を尽くしたとしても、本件契約においては、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本件契約上の責任を負う。

## 第8条 本件業務に関する責任

- 1 事業者は本件契約において、別途規定されている場合を除き、本件契約で規定された範囲内（実施要領等を満たすことを含む。）で、資機材、仮設、資機材置き場、電気、水道、ガスその他のユーティリティの確保、その他の本件業務を履行するための全ての手段を市と協議の上決定し、本件業務を行うことができる。ただし、事業者は、市の責めに帰すべき事由、法令変更又は不可抗力事由による場合を除き、事業者が当該手段を決定しなかった若しくはできなかった場合又は事業者が決定した手段により事業者が本件契約上の義務の履行をしなかった若しくはできなかった場合でも、本件契約上の事業者のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本件契約上の責任を負う。
- 2 本件契約において別途規定されている場合を除き、事業者の本件業務の履行に関する市による確認若しくは立会又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者は、いかなる本件契約上の事業者の責任をも免れず、当該確認又は通知を理由として、市は何ら責任を負担しない。

## 第9条 第三者に及ぼした損害

- 1 事業者が本件業務に関して第三者に損害を及ぼした場合で、事業者に当該損害に関して故意若しくは過失又はその他法令等上の責任がある時には、事業者は、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。なお、事業者が本件業務を行うに際して通常避けることができない騒

音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞の理由により第三者に損害を及ぼした場合には、事業者に当該損害に関して故意又は過失はないものとする。

2 事業者が本事業に関して、法令変更又は不可抗力事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、市及び事業者は、事業者が当該賠償義務を負ったことにより事業者が発生した増加費用及び追加費用（当該賠償に係る賠償金を含む。）を第56条第2項の規定に従って負担する。

3 事業者が、本事業に関して市の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、第53条が適用される。

#### 第10条 租税公課

本件契約及び本件業務に関連して生じる租税公課は、本件契約において別途規定される場合を除き、市の負担とする。

## 第2章 設計及び建設等業務

### 第1節 総則

#### 第11条 全体工程表の作成及び提出

1 事業者は、本件契約に従って、市と協議の上、本件業務のうち、設計及び建設業務の完了までの工程を示した表（以下、「全体工程表」という。）を作成し、本件契約締結後7日以内に市に対して提出する。

2 市及び事業者は、協議の上、市及び事業者の合意により全体工程表を変更することができる。

#### 第12条 契約の保証

1 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本件契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証。

(4) 本件契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、施設整備費の10分の1以上としなければならない。

3 事業者が第1項第3号、第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は次の各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該



保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 契約金額又は設計・建設費の金額に変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額又は施設整備費の金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができる。事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

## 第2節 設計業務

### 第13条 事前調査業務の実施

- 1 事業者は、実施要領等、事業者提案及び本件契約に従って、事前調査業務を行う。
- 2 事業者は、事前調査業務に関する詳細工程表を市に対して提出し、市の確認を受ける。
- 3 事前調査業務の結果、本事業用地に関して、土壌汚染、地質障害、地中障害物、埋蔵文化財等の存在等、実施要領等で規定されていなかった事項又は実施要領等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本件契約に従って本件業務を履行することができない又は事業者が本件業務を履行するに際して事業者が増加費用及び追加費用が発生する場合には、不可抗力事由によるものとして、引渡予定日の変更に関して第32条第5項及び当該増加費用及び追加費用に関しては第56条第2項がそれぞれ適用される。
- 4 事前調査業務の結果、本事業用地に関して、実施要領等で規定されていなかった土壌汚染の存在が確認された場合には、当該土壌汚染が事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、当該土壌汚染に対する対策を講じる業務は、本件業務に含まれず、市が市の費用負担により当該土壌汚染に対する対策を講じる。

### 第14条 設計業務の実施

事業者は、市と協議の上、実施要領等、事業者提案及び本件契約に従って、設計業務を行う。

### 第15条 設計図書の作成及び提出

- 1 事業者は、本件施設の基本設計が完成した時点及び実施設計が完成した時点で、速やかにそれぞれ基本設計図書及び実施設計図書を作成し、市に対して提出し、次項で規定する市の確認を受ける。
- 2 市は、前項の規定に従って設計図書を事業者から受領した場合には、速やかに当該設計図書が本件契約に従っていること及び当該設計図書が実施要領等（及び、当該提出された設計図書が実施設計図書である場合には、基本設計図書。以下、本条において同じ。）の内容を充足していることの確認手続きを行い、当該提出から10日以内に、①当該設計図書が本件契約に従っていること及び当該設計図書が実施要領等の内容を充足していることの確認、又は②当該設計図書が本件契約に従っていない場合若しくは当該設計図書では実施要領等の内容を充足しないことを、事業者に対して通知する。
- 3 事業者は、前項の規定に従って当該設計図書が本件契約に従っていない若しくは当該設計図書では実施要領等の内容を充足しないことの通知を受領した場合、又は事業者が自ら当該設計図書が本件契約に従っていない若しくは当該設計図書では実施要領等の内容を充足しないと判断した場合には、事業者の責任及び費用で、速やかに当該設計図書の修正を行い、再度第1項及び前項の規定に従って、当該修正された設計図書に関して、市の確認を受ける。

### 第16条 設計条件及び設計図書の変更

- 1 市及び事業者は、第3項で規定された場合、及び本件契約の相手方当事者の事前の承諾を

得た場合を除き、設計条件の変更を行うことはできない。

- 2 事業者は、次項で規定された場合及び市の事前の承諾を得た場合を除き、前条第2項の規定に従って市が確認した設計図書の変更を行うことはできない。
- 3 法令変更又は不可抗力事由により合理的に必要な場合には、市及び事業者は、設計条件の変更及び設計図書(前条第2項の規定に従って、市が確認しているか否かを問わない。以下、本条において同じ。)の変更を本件契約の相手方当事者に対して請求することができる。
- 4 市は、前項の場合のほか、合理的に必要な場合(前条第2項の規定に従って市が確認した後、設計図書が本件契約に従っていない又は当該設計図書では実施要領等(及び、当該提出された設計図書が実施設計図書である場合には、基本設計図書)の内容を充足しないことが判明した場合を含むが、これに限定されない。)には、事業者に対して、当該設計図書の変更を請求することができる。
- 5 事業者は、第3項又は前項の規定に従って市から当該変更の請求を受けた場合には、当該変更の要否及びその内容を検討し、当該請求を受領した日から10日以内に、その結果を市に対して通知する。市は、当該通知を受領した日から10日以内に、当該変更の要否及びその内容を事業者に対して通知し、事業者は当該市の通知の内容に合理的な範囲で従う。
- 6 事業者は、第3項の規定に従って市に対して当該変更の請求をする場合には、当該請求と同時に当該変更の必要性及びその内容を市に対して通知する。市は当該通知を受領した日から10日以内に、当該変更の要否及びその内容を事業者に対して通知し、事業者は当該市の通知の内容に合理的な範囲で従う。

#### 第17条 設計条件及び設計図書の変更に伴う引渡予定日の変更並びに増加費用及び追加費用の負担

- 1 前条第5項又は第6項の規定に従って設計条件の変更又は設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が市の責めに帰すべき事由(当該変更が合理的に必要で、当該変更の必要性が法令変更、不可抗力事由又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由による場合を含む。)、法令変更、不可抗力事由によるときは、引渡予定日の変更に関しては第32条第5項、並びに当該設計条件の変更又は設計図書の変更に関して事業者が発生する増加費用及び追加費用に関しては第56条第2項及び市の責めに帰すべき事由によるときには、第53条がそれぞれ適用される。
- 2 前条第5項又は第6項の規定に従って設計条件の変更又は設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由(第15条第2項の規定に従って市が確認した後、設計図書が本件契約に従っていない又は当該設計図書では実施要領等(及び、当該提出された設計図書が実施設計図書である場合には、基本設計図書)の内容を充足しないことが判明した場合を含むが、これに限定されない。)によるときには、引渡予定日は変更されず、又事業者は、当該設計条件の変更又は設計図書の変更に関して事業者が発生する増加費用及び追加費用を負担する。
- 3 法令変更又は不可抗力事由により前条第5項又は第6項の規定に従って設計条件の変更又は設計図書の変更がなされる場合で、当該設計条件の変更又は設計図書の変更により事業者の費用が減少するときには、第56条第3項が適用される。

#### 第18条 設計業務に関する書類の作成及び提出

事業者は、設計業務の実施に関連して、本節において別途規定されている市への提出書類のほか、本件契約添付別紙3に掲げる各書類を作成し、それぞれ当該別紙において規定されている提出期限までに市に対して提出する。なお、当該各書類の具体的な様式及び提出形態

等については、市及び事業者が別途協議の上定める。

### 第3節 建設業務

#### 第19条 建設業務の実施

- 1 事業者は、実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書及び施工計画書に従って、建設業務を行う。
- 2 事業者は、建設業務に関する詳細工程表を市に対して提出し、かつ建設業務の責任者及び建設業務を実施する際の事業者の組織体制を市に対して通知する。

#### 第20条 本事業用地

- 1 事業者は、設計及び建設期間中、本事業用地を本件業務の履行の目的のために無償で使用する事ができる。
- 2 事業者が本事業用地の保全につき費用（通常の必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は本事業用地の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、本件契約において別途規定されるものを除き、市は当該費用を事業者に対して償還しない。
- 3 事業者は、建設業務に必要な仮設及び資機材置き場等を事業者の責任で確保する。

#### 第21条 施工計画書の作成及び提出

- 1 事業者は、実施要領等及び設計図書の内容に従って、施工計画書を作成し、市に対して提出し、確認を受ける。
- 2 事業者は、施工計画書のほか、建設業務における各工種に関して、品質計画、工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を規定する詳細施工計画書を作成し、市に対して提出する。

#### 第22条 近隣対策

- 1 事業者は、建設業務の着手前に、実施要領等に従って、日照、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動及びその他本事業又は建設業務の実施が本件施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）の生活環境等に与える影響を調査し、合理的な範囲の近隣対策を、事業者の責任と負担において実施する。又、事業者は、建設業務の着手前に、建設業務を円滑に推進できるように、近隣住民に対し、実施要領等、事業者提案及び本件契約に従って、必要な工事の工程及び状況の説明を行い、近隣住民の了解を得る。
- 2 前項に規定された近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、建設業務の実施期間中、合理的な範囲の近隣住民への安全対策を講じる。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体又は実施要領等で規定された要件の内容に対して近隣住民が反対した場合で、それにより事業者が本件契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本件業務を履行するに際して事業者が増加費用及び追加費用が発生する場合には、市の責めに帰すべき事由によるものとして、引渡予定日の変更に関しては第32条第5項及び当該増加費用及び追加費用に関しては第53条がそれぞれ適用される。

#### 第23条 建設業務の中断

- 1 市は、合理的に必要ながあると認める場合には、その理由を事業者に通知した上で、事業者による建設業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 市が前項に従って建設業務の実施を一時中止させた場合で、当該一時中止が市の責めに帰

すべき事由、法令変更又は不可抗力事由によるときには、引渡予定日の変更に関しては第3条第5項、並びに当該一時中止に関して事業者が発生する増加費用及び追加費用に関しては法令変更又は不可抗力事由によるときには第56条第2項及び市の責めに帰すべき事由によるときには第53条がそれぞれ適用される。

- 3 市が第1項に従って建設業務の実施を一時中止させた場合で、当該一時中止が事業者の責めに帰すべき事由によるときには、引渡予定日は変更されず、又事業者は、当該一時中止に関して事業者が発生する増加費用及び追加費用を負担する。

#### 第24条 中間確認

- 1 市は、本件施設が実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書及び施工計画書に従って建設されていることを確認するために、建設業務の実施期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができ、この場合、事業者は、市が実施する中間確認に合理的な範囲で協力する。
- 2 前項に規定する中間確認の結果、業務不履行があった場合には、市は事業者に対して是正を要求し、業務改善計画書の確認並びに改善及び復旧の確認を行うことができる。

#### 第25条 事業者による完成検査

- 1 事業者は、本件施設が完成した後速やかに、本件施設について事業者が合理的に必要又は適切と判断する完成検査（機器、器具、什器備品等の性能確認のための試運転等を含む。以下、「完成検査」という。）を行う。この場合、事業者は、完成検査に先立つ5日前までに、完成検査の日程を市に対して通知する。
- 2 市は、完成検査に立ち会うことができ、この場合、事業者は市による当該立会を拒否しない。
- 3 事業者は、完成検査に対する市の立会の有無を問わず、完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、完成検査終了後速やかに市に対して報告する。

#### 第26条 市による完成確認

- 1 市は、前条第3項に規定された完成検査の報告を受けた場合には、当該報告を受けた日から14日以内に、本件施設が実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書に従って建設されており、実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書に規定された仕様を満たし、かつ事業者が実施要領等、事業者提案及び本件契約に規定された内容の保守点検業務を実施しうる体制にあることを確認するために、本件施設についての完成確認（機器、器具、備品等の性能確認のための試運転並びに保守管理業務に必要な人員を確保し、必要な訓練及び研修を完了していることの確認を含む。以下、「完成確認」という。）を行う。
- 2 市は、本件施設を実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書と照合することにより、完成確認を行う。
- 3 事業者は、完成確認に自ら立ち会うとともに、現場説明及び資料提供等により完成確認に協力する。
- 4 完成確認の結果、市が、本件施設の実施要領等、事業者提案及び本件契約若しくは設計図書に従って建設されていない、実施要領等、事業者提案及び本件契約若しくは設計図書に規定された仕様を満たさない、又は事業者が実施要領等、事業者提案及び本件契約に規定された内容の保守点検業務を実施しうる体制がないと合理的に判断した場合には、市は、事業者に対して、合理的な期間を定めてその是正を請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合には、自己の責任及び費用で、速やかにその是正を行い、是正された場合には、是正の報告を市に対して行い、再度本条の規定に従って（この場合、第1項の「前条第3項

に規定された完成検査の報告」は「第4項に規定された是正の報告」と読み替える。)完成確認を受ける。

#### 第27条 建設業務に関する書類の作成及び提出

事業者は、建設業務の実施に関連して、本節において別途規定されている市への提出書類のほか、本件契約添付別紙4に掲げる各書類を作成し、それぞれ当該別紙において規定されている提出期限までに市に対して提出する。なお、当該各書類の具体的な様式及び提出形態等については、市及び事業者が別途協議の上定める。

### 第4節 工事監理業務

#### 第28条 工事監理業務の実施

- 1 事業者は、工事監理者を設置し、当該設置の事実及び工事監理者の名称を市に対して通知する。
- 2 事業者は、建設業務に着手後、引渡日までの期間につき、実施要領等、事業者提案及び本件契約に従って、工事監理者を通じて工事監理業務を行う。
- 3 事業者は、工事監理者から、市に対して建設業務につき定期的に報告させる。又、事業者は、市からの要求があった場合には、工事監理者から、市に対して建設業務に関する事前説明及び事業報告を行わせる。

### 第5節 引渡し業務

#### 第29条 本件施設の引渡し

事業者は、本節に規定された手続きに従って、引渡予定日までに本件施設を一括して市に対して引渡す。

#### 第30条 市による完成確認書の発行

- 1 市は、完成確認の結果、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていることを確認した場合には、当該確認の日から14日以内に、本件施設についての完成確認の通知書(以下、「完成確認通知書」という。)を事業者に対して発行する。
  - (1) 本件施設が、実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書に従って建設されていること。
  - (2) 本件施設が、実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図서에規定された仕様を満たしていること。
  - (3) 事業者が、実施要領等、事業者提案及び本件契約に規定された内容の保守点検業務を実施しうる体制にあること。

#### 第31条 本件施設の引渡しの手続

- 1 事業者は、市から完成確認通知書を受領した場合には、当該受領した日の翌開庁日を引渡日とし、本件施設に関する引渡書を市に対して提出し、市に対して引き渡す。本項に規定された本件施設の引渡しとなされた時点で、第29条に規定された事業者の市への引渡し義務の履行が完了する。
- 2 市は、前項の規定に従って、事業者から本件施設の引渡しを受けた場合には、本件施設に関する引渡受領書を事業者に交付する。
- 3 事業者が原始取得していた本件施設の所有権は、令和16年3月31日までに市が取得するものとする。事業者は、市に対し、本件施設について、担保権その他の制限物権等の担保

のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

### 第32条 引渡しの遅滞

- 1 事業者は、本件施設の引渡し引渡予定日に遅れることが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因、予想される遅延の期間及びその対応策を市に対して報告する。
- 2 市の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡し引渡予定日より遅延する場合で、それにより事業者が損害を被ったときには、市の責めに帰すべき事由による市の債務不履行として第53条が適用される。
- 3 法令変更及び不可抗力事由により本件施設の引渡し引渡予定日より遅延する場合で、それにより事業者が増加費用及び追加費用が発生するときには、第56条第2項が適用される。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合には、事業者は当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、引渡予定日から引渡日までの日数に応じ、施設整備費の金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による率で計算して得た額を違約金として、市からの請求があった日より10日以内に市に対して支払う。この場合、市は、当該遅延について当該違約金以外の損害賠償の請求を事業者に対して行わない。
- 5 市の責めに帰すべき事由、法令変更及び不可抗力事由により本件施設の引渡し引渡予定日より遅延する場合には、当該遅延する合理的な期間分、引渡予定日は変更される。

### 第33条 契約不適合責任

- 1 市は、引き渡された本件施設に関し、引渡日から2年以内でなければ、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、市が確認して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 市が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 市は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市は、本件施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された本件施設の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

### 第3章 保守点検業務

#### 第34条 保守点検業務の実施

事業者は、保守点検期間において、保守点検業務仕様書及び保守点検業務計画書に従って保守点検業務を行う。

#### 第35条 保守点検業務仕様書の作成及び提出

事業者は、実施要領等、事業者提案及び本件契約に従って保守点検期間を通じた保守点検業務の業務仕様書（以下、「保守点検業務仕様書」という。）を作成し、保守点検業務に着手する前に、市に対して提出し、市の確認を受ける。

#### 第36条 保守点検業務の業務責任者

事業者は、保守点検業務全体を総括する業務責任者を定め、予めその氏名、住所その他市が定める事項を市に対して通知する。事業者が業務責任者を変更しようとする場合も、同様である。

#### 第37条 保守点検業務の業務体制の整備

- 1 事業者は、保守点検業務に着手する前に、保守点検業務の実施に必要な人員、器具及び設備等を、本件契約において別途規定されるものを除き、全て事業者が準備する。
- 2 事業者は、保守点検業務仕様書及び保守点検業務計画書に従って保守点検業務の実施が可能となった場合には、市に対してその旨通知する。
- 3 市は、前項に規定された通知を受けた場合には、速やかに、保守点検業務仕様書及び保守点検業務計画書との整合性の確認のため、保守点検業務の業務体制の確認を行う。

#### 第38条 緊急連絡体制の提出等

事業者は、保守点検業務の遂行にあたり、緊急連絡体制に関する書類を作成し、市に提出し、その確認を得なければならない。

#### 第39条 保守点検業務計画書の作成及び提出

事業者は、保守点検業務仕様書に従って、保守点検期間中、各事業年度に保守点検業務計画書（以下、「保守点検業務計画書」という。）を作成し、市に対して提出する。

#### 第40条 保守点検業務報告書の作成及び提出

事業者は、毎月、毎年度に保守点検業務報告書（以下、「業務報告書」という。）を作成し、市に対して提出し、その確認を受ける。

### 第4章 保険

#### 第41条 設計及び建設期間の保険

事業者は、本件契約添付別紙5に規定された種類及び内容の各保険を、同項で規定された日までに付保し、かつ同項で規定された期間当該保険を維持し、及び当該各保険に係る保険契約締結後速やかに当該保険に係る保険証券の原本証明付写しを市に対して提出する。

## 第5章 事業費の支払い

### 第42条 本事業に係る事業費の支払い

- 1 市は、事業者に対し、本件契約に基づく本事業の遂行の対価として事業費を、本件契約添付別紙6に定める方法及び条件に従い支払うものとする。
- 2 事業費の総額及び内訳は、本件契約添付別紙6及び本件契約添付別紙8に示すとおりとする。

### 第43条 事業費の返還

- 1 第40条に規定された業務報告書に虚偽の記載のあることが判明した場合、事業者は、市に対し、事業費のうち、当該虚偽記載がなければ市が減額しえた保守点検費相当額に、当該保守点検費を事業者が受領した日から市に返還される日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による率で計算して得た額を、市が減額しえた保守点検費相当額に付して返還しなければならない。

## 第6章 本件契約の終了

### 第44条 期間満了による終了

本件契約は、本件契約において別途規定されている場合を除き、令和16年3月31日をもって終了する。

### 第45条 市の事由による解除

- 1 市は、本件業務の必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180日以上前に事業者に対して通知することにより、本件契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、事業者は、市に対して通知することにより、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 市が本件契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者からの催促を受けてから6か月間当該遅滞が治癒しないとき
  - (2) 本件契約上の市の義務の履行が不能となったとき
  - (3) 本件契約上の市の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行があり、事業者からの催促を受けてから3か月間当該不履行が治癒しないとき

### 第46条 事業者の事由による解除

次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、市は、事業者に対して通知することにより、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者に関して、破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続きその他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続きが開始したとき
- (2) 事業者が本件業務を放棄し、又は本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき
- (3) 事業者が重大な法令等に違反したとき
- (4) 引渡予定日から相当の期間が経過しても、本件施設について第29条の規定に従って引渡しがされないとき又は当該引渡しがなされないことが明らかなきとき
- (5) 本件契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき
- (6) 業務不履行の場合を除き、本件契約上の事業者の重大な義務の不履行があり、かつ当



該不履行により本件契約の目的を達することができないとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

#### 第47条 法令変更又は不可抗力事由による解除

- 1 法令変更又は不可抗力事由により本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用が市に発生する場合には、市及び事業者は、本事業の継続の可否について協議する。当該協議が開始してから6か月以内に協議が調わない場合には、市は、事業者に対して通知することにより、本件契約を解除することができる。

#### 第48条 引渡日前の解除の効果

- 1 第45条又は前条のいずれかの規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条に従った本件施設の市への引渡し前であるときには、事業者は、本件施設の出来形部分を市に対して譲渡し、市はその引渡しを受ける。又、第46条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条に従った本件施設の市への引渡し前であるときには、市は、その選択に従って、事業者から本件施設の出来形部分を買受けた上でその引渡しを受け又は買受けをしないことができる。
- 2 前項の規定に従って市が本件施設の出来形部分の引渡しを受ける場合には、市は、本件施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受ける。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本件施設の建設進捗程度から判断して本事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合には、市は、本件施設の出来形部分を買受けることなく、事業者に対して、本事業用地を原状回復するよう請求できる。この場合、第45条又は第47条のいずれかの規定に従って本件契約が解除されたときには、市が原状回復に必要な合理的な費用を負担し、第46条の規定に従って本件契約が解除されたときは、事業者が原状回復に必要な費用を負担する。
- 4 前項の場合で、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該原状回復の処分を行わないときには、市は、事業者に代わって原状回復の処分を行うことができ、第46条の規定に従って本件契約が解除されたときには、当該原状回復に必要な合理的な費用を事業者に対して請求することができる。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

#### 第49条 引渡日後の解除の効果

- 1 第45条から第47条のいずれかの規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条に従った市への本件施設の引渡し後であるときには、市は、当該解除と同時に、本件施設を所有する。

#### 第50条 引渡日前の解除時の対価等の支払

- 1 市は、第48条第1項及び第2項の規定に従って本件施設の出来形部分の引渡しを受けた場合には、その対価として、本件施設の合理的な出来高相当部分の金額を事業者に対して支払う。
- 2 第45条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条に従った本件施設の市への引渡し前であるときには、市は、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲で賠償する。当該損害には、市が第48条第3項の規定に従って事業者に対して本事業用地を原状回復するよう請求した場合、本件施設の合理的な出来高相当部分が含まれる。
- 3 第46条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条に従った本件施設の市への引渡し前であるときには、第52条の規定が適用される。
- 4 第47条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条に従った本件

施設の市への引渡し前であるときは、市は、当該解除により事業者が発生した増加費用及び追加費用を合理的な範囲内で負担する。この場合で、市が第48条第3項の規定に従って事業者に対して本事業用地を原状回復するよう請求したときには、市は、同項に基づく当該原状回復に必要な合理的費用の負担に加え、事業者の被った損失として、本件施設の合理的な出来高相当分の金額を、事業者に対して補償する。

- 5 市は、第1項及び第2項、並びに前項に規定された支払額に消費税及び地方消費税を加算して一括払い、又は当該支払額に消費税及び地方消費税並びに分割手数料を加算して本件契約添付別紙6及び本件契約添付別紙8に記載の支払回数、支払額、若しくは市と事業者が協議して改めて決定された支払日程に従い、分割により支払う。ただし、分割による支払の場合、令和16年5月31にまでに完済する。

#### 第51条 引渡日後の解除時の対価等の支払

- 1 第49条の場合には、市は、当該解除後も、施設整備費を事業者に対して、当該解除前の支払期日に支払う義務を負い続ける。本件契約における施設整備費に係る条項は、当該解除後もその効力を有する。ただし、第46条の規定に従って本件契約が解除された場合には、市は、次条第1項第2号で規定された違約金を未払の施設整備費の支払回数で除した金額を、当該未払の各施設整備費からそれぞれ控除して当該違約金に充当し、当該控除された後の当該各施設整備費を事業者に対して支払う。
- 2 第49条の場合で実際に保守点検業務が行われた場合には、市は、実際に行われた保守点検業務に応じて、事業者に対して支払う。
- 3 第45条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条の規定に従った本件施設の市への引渡し後であるときには、市は、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内で賠償する。
- 4 第46条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条の規定に従った本件施設の市への引渡し後であるときには、次条の規定が適用される。
- 5 第47条の規定に従って本件契約が解除された場合で、当該解除が第29条の規定に従った本件施設の市への引渡し後であるときには、市は、当該解除により事業者が発生した増加費用及び追加費用その他の費用を合理的な範囲内で負担する。

#### 第52条 事業者の損害賠償義務

- 1 第46条の規定により本件契約の全部または一部が解除された場合には、事業者は、次の各号に従って、各号に規定された額を違約金として、市が指定する期限までに市に対して支払う。
  - (1) 引渡日前に本件契約が解除された場合  
事業費のうち施設整備費の金額の10分の1に相当する金額。
  - (2) 引渡日以降に本件契約が解除された場合  
事業費のうち保守点検費の年額（ただし、委託業務費に係る消費税及び地方消費税を含む。）の10分の2に相当する金額
- 2 前項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、適用しない。
- 3 前項第1号の場合で第12条第1項第4号の規定に従って、市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されており、かつ当該履行保証保険に係る保険金を市が受領したときには、市は、当該保険金をもって違約金に充当する。
- 4 第46条に基づく本件契約の解除に起因して、市に、第1項に規定された違約金の金額を

超える金額の損害が発生した場合には、市は、当該超過損害の賠償を事業者に対して請求することができる。

#### 第53条 その他の損害賠償義務

本件契約のいずれかの当事者が、当該本件契約の当事者の責めに帰すべき事由により本件契約上の義務に違反した場合には、これにより本件契約の相手方当事者が被った損害を合理的な範囲内において賠償する。

#### 第54条 本件契約終了時の事務

- 1 市は、引渡日以降に第44条から第47条のいずれかの規定に従って本件契約が終了した場合（解除により終了する場合を含む。以下、本条において、同じ。）には、本件契約が終了した日から10日以内に、本件施設の現況を検査することができる。この場合で、本件施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等（経年劣化等によるものを除く）が認められた時には、市は、事業者に対してその修補を請求することができる。当該市による修補の請求があった場合には、事業者は、速やかに当該修補を行い、当該修補が完了した場合には、速やかにその旨を市に対して通知する、市は、当該通知の受領後10日以内に修補の完了の検査を行う。
- 2 事業者は、引渡日以降に第44条から第47条のいずれかの規定に従って本件契約が終了した場合には、市又は市が指定する者に、本件契約の終了に係る保守点検業務の必要な引継ぎを行う。
- 3 事業者は、引渡日以降に第44条から第47条のいずれかの規定に従って本件契約が終了した場合で、事業用地又は本件施設内に事業者が所有又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件（事業者より本件業務を受託し又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含む。）があるときには、事業者は当該物件等を直ちに撤去する。
- 4 前項の場合で、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去を行わないときには、市は、事業者に代わって当該物件等の撤去を行うことができ、当該物件等の撤去に必要な合理的な費用を事業者に対して請求することができる。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

#### 第55条 関係書類の引渡し等

- 1 事業者は、市に対して、第48条第1項及び第2項に従った本件施設の出来形部分の引渡し又は前条第2項に従った保守点検業務の引継完了と同時に、設計図書、完成図書等、解除に係る本件施設の建設及び修補に係る書類その他本件業務を通じて既に作成された本件施設の建設及び保守点検等に必要な書類の一切を市に対して引渡す。

## 第7章 法令変更及び不可抗力事由

#### 第56条 法令変更及び不可抗力事由

- 1 本件契約のいずれの当事者も、法令変更又は不可抗力事由により本件契約上の当該本件契約の当事者の義務の履行が不可能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本件契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った本件契約の当事者は、当該法令変更又は不可抗力事由が発生した日以降、当該法令変更又は不可抗力事由により履行不能となった義務について、本件契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本件契約の当事者は、当該法令変更又は不可抗力事由により本件契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするように努める。

- 2 事業者は、法令変更又は不可抗力事由により本件業務に関して事業者合理的な増加費用及び追加費用が発生した場合には、当該法令変更又は不可抗力事由の内容の詳細及びそれに伴う増加費用及び追加費用の詳細を市に通知し、当該増加費用及び追加費用の負担方法等について最長60日間市と協議することができる。当該協議が調わない場合には、市及び事業者は本件契約添付別紙7に規定された負担割合に応じて当該増加費用及び追加費用を負担する。
- 3 市は、法令変更又は不可抗力事由により本件業務に係る費用が減少した場合には、合理的な金額の範囲内で、事業費を減額することができる。
- 4 第1項から前項の規定は、法令変更又は不可抗力事由により本事業の継続が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の費用が市に発生する場合における第47条の規定を妨げるものではない。

## 第8章 一般条項

### 第57条 第三者の知的財産権等の侵害

- 1 事業者は、本件業務の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他の知的財産権（以下、「知的財産権等」という。）を侵害しないこと、並びに本件施設及び事業者が市に対して提供する一切の書類、図書、写真、映像等（以下、「成果物」という。）が、第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、市に対して保証する。
- 2 事業者が、本件業務の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は本件施設若しくは事業者が市に対して提供するいずれかの成果物が第三者の有する知的財産権等を侵害した場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何を問わず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じた全ての合理的な損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し、又は市が指示する合理的な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する工事材料、施工方法又は保守点検方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

### 第58条 本件施設及び成果物に係る著作権

- 1 本件施設及び成果物（の全部又は一部）に事業者が権利を保有する著作権が含まれている場合には、事業者は、市が本件施設の保守点検を行うにあたり合理的に必要な範囲で、当該著作物の利用を市及び市の指定する者に対して無償で許諾する。
- 2 事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、前項に規定された著作物に関して保有する権利を第三者に譲渡し又は承諾させない。
- 3 本件施設及び成果物（の全部又は一部）に関し事業者が著作者人格権を保有する場合には、事業者は、市及び市の指定する者に対してこれを行使しない。
- 4 本件施設及び成果物（の全部又は一部）に第三者が権利（著作者人格権を含む。）を保有する著作物が含まれる場合には、事業者は、当該第三者をして、第1項から前項において事業者が負担するのと同様の義務を負担させ、この義務を市及び市の指定する者のために履行せしめる。
- 5 本条の規定は、本件契約後も、その効力を有する。

### 第59条 関係者協議会

- 1 市及び事業者は、本件契約の相手方当事者からの請求があった場合には、当該本件契約の

相手方当事者との間で本事業に関する協議を誠実に行う。

- 2 市及び事業者は、本件契約のいずれかの当事者が請求した場合には、本事業の円滑な遂行を目的とし、市及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。

#### 第60条 雑則

- 1 本件契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、確認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 本件契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本件契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本件契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 本件契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 6 本件契約における期間の定めについては、本件契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 本件契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 8 本件契約のいずれかの当事者が本件契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、当該遅滞した本件契約の当事者は、当該金銭債務の金額につき、履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による率で計算して得た遅延損害金の支払を本件契約の相手方当事者に対して支払う。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 9 本件契約で規定されている法律等が改正（新たな制度を含む。）された場合には、当該改正された法律等が本件契約に適用される。

#### 第61条 守秘義務

- 1 市及び事業者は、本件契約の内容、並びに本件契約の交渉及び締結並びに本事業に関して本件契約の相手方当事者より書面により開示を受けた当該相手方当事者の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本件契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本件契約の目的以外の目的には使用しない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されない。
  - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本件契約上の義務違反によることなく公知となった情報
  - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
  - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3 市及び事業者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該目的に合理的に必要な限度で、合理的に必要な情報を開示し、使用することができる。
  - (1) 弁護士その他本事業に関わる利害関係者に本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合
  - (2) 裁判所により開示が命ぜられた場合
  - (3) 市が情報公開条例に基づき開示を求められたとき
  - (4) 市が議会に開示するとき

(5) その他法令等に基づき開示する場合

4 前項の規定に従って市又は事業者が本件契約の相手方当事者より開示された情報を開示する場合（ただし、前項第1号に規定された事由に基づき開示する場合を除く。）には、当該開示を行う当事者は、当該開示の時期、開示の相手方及び開示される情報の内容につき、事前に又は事前に通知することが合理的に困難な場合には事後可能な限り速やかに、当該本件契約の相手方当事者に対して通知する。ただし、当該通知は、法令又は行政機関その他の公的機関の命令等に抵触しない限りにおいてこれを行う。

5 本条の規定は、本件契約終了後3年を経過する日まで、その効力を有する。

#### 第62条 個人情報

1 事業者は、本件業務に関連して取り扱う個人情報につき、市の事前の承認がある場合又は法令等に基づく場合を除き、これを第三者に開示せず、かつ本件業務の目的以外の目的に使用しない。

2 事業者は、自己の費用及び責任において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人情報の安全の確保のために必要かつ適切な措置を講じる。

3 市は、事業者に対し、個人情報の取扱い状況につき随時報告を求めることができ、又は必要と認めるときには、事業者の個人情報の取扱いに関して監査を行うことができる。なお、当該監査の結果に基づき、市が、事業者に対し、個人情報の取扱いに関して具体的理由を付して合理的な範囲での指示を行った場合には、事業者はこれに従う。

4 事業者は、第44条から第47条のいずれかの規定に従って本件契約が終了した場合には、本件契約の終了日から10日以内に本件業務に関連して事業者が取り扱う個人情報の全てを消去するものとし、又、当該個人情報を記録した一切の媒体を市に返却し、又は当該媒体を廃棄する。

5 事業者は、前項の規定に従い個人情報の消去、返却及び廃棄を完了した場合には、市に対し、その旨を報告し、市は、前項の規定に従い個人情報の消去、返却及び廃棄が完了したことにつき必要な確認を行うことができる。

6 事業者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合、又は個人情報の漏えい、滅失又はき損の発生のおそれが生じた場合には、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を施すとともに、速やかにその旨を市に対して通知し、対応を市と協議する。

7 事業者が第7条の規定に従い、本件業務の全部又は一部を第三者に委任、委託又は請け負わせる場合には、事業者は、本条各項に基づき事業者が市に対して負う個人情報の取扱いに関する義務と同等以上の義務を第三者に負わせるものとし、当該第三者によるこれらの義務の遵守につき適切に監督し、かつ、当該第三者の行為につき全ての責任を負う。

8 本条各項に定める事項のほか、事業者は、個人情報の収集、取得及び取扱いに関し、法令等に従い適正にこれを行う。

#### 第63条 本件契約の変更

本件契約（別紙を含む。）の変更は、市及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

#### 第64条 権利の譲渡等

事業者は、本件契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、市の承諾を得たときは、この限りでない。

#### 第65条 準拠法及び管轄裁判所

1 本件契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

2 本件契約に係る訴訟については、市の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### 第66条 協議事項等

本件契約の解釈について疑義が生じたとき、又は、本件契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、市及び事業者が協議の上、これを定めるものとする。

## 別紙1 定義集

本契約において使用する用語の定義は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 「保守点検期間」とは、令和4年4月1日を開始日とし、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は令和16年3月31日のいずれか早い方の日を終了日(同日を含む。)とする期間であり、本件契約第3条第4項において規定された意味を有する。
- (2) 「保守点検業務」とは、事業者が本件施設に関して、保守点検業務仕様書及び各事業年度の保守点検業務計画書に従って行う本件施設の空調設備の法定点検等に係る業務を意味する。
- (3) 「保守点検業務計画書」とは、事業者が保守点検期間中、保守点検業務仕様書に従って各事業年度の開始前に作成し、市に提出する保守点検業務契約書であり、本件契約第39条において定義された意味を有する。
- (4) 「保守点検業務仕様書」とは、事業者が保守点検業務に着手する前に作成し、市に提出する、保守点検期間を通じた保守点検業務の業務仕様書であり、本件契約第35条において定義された意味を有する。
- (5) 「保守点検業務報告書等」とは、事業者が保守点検業務に関して毎月、毎年度に作成し、市に提出する保守点検業務報告書であり、本件契約第40条において定義された意味を有する。
- (6) 「委託業務費」とは、市が事業者に支払う事業費のうち、本件施設の保守点検費相当額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額をいい、6第2項(2)①で「委託業務費」と規定されたものを意味する。
- (7) 「開庁日」とは、袖ヶ浦市の休日を定める条例(平成元年6月16日条例第19号)第1条に規定された市の休日を除いた日をいう。
- (8) 「分割手数料」とは、施設費の分割払いに起因して生じた金利相当額であり、本件契約別紙6第3項(1)①イにおいて定義された意味を有する。
- (9) 「完成確認」とは、本件施設が完成し、事業者が完成検査を行った後に、市が、本件施設が実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書に規定された仕様を満たし、かつ事業者が保守点検業務を実施しうる体制にあることを確認することをいい、本件契約第26条第1項において定義された意味を有する。
- (10) 「完成確認書」とは、本件契約が完成し、事業者が完成検査を行った後に、市が完成確認を行い、本件施設が実施要領等、事業者提案及び本件契約並びに設計図書に規定された仕様を満たし、かつ事業者が保守点検業務を実施しうる体制にあることを確認した場合に、事業者に対して発行する本件施設に対しての完成確認の通知書をいい、本件契約第30条において定義された意味を有する。
- (11) 「完成検査」とは、本件施設が完成した後、事業者が本件施設について行う完成検査(機器、器具、什器備品等の性能確認のための試運転等を含む。)をいい、本件契約第25条第1項において定義された意味を有する。
- (12) 「完成書類」とは、本件契約第26条第1項の規定に基づき市による完成確認を行う際に、事業者が提出する完成届や完成図書等の書類を意味する。
- (13) 「基本設計図書」とは、本件契約別紙3第3項に規定された本件施設の設計図書を意味する。
- (14) 「要求水準書」とは、市が令和2年6月23日付けで公表した「袖ヶ浦市立奈良輪小



学校施設整備及び保守点検等事業「要求水準書」及びこれに関連する参考資料、添付資料、質問回答を含む一切の関連資料を意味する。

- (15) 「許認可等」とは、許可、認可、承認、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為を意味する。
- (16) 「建設業務」とは、本件施設の建設（什器備品、設備等の整備又は調達を含む。）並びに外構工事等の関連する整備工事等に係る業務を意味する。
- (17) 「建設期間」とは、事業者が建設業務に着手した時から、本件施設の引渡しの完了までの期間であり、本件契約別紙2に定めた期間を意味する。
- (18) 「建設工事業者」とは、本件契約第7条第1項の規定に基づき、市の事前の承認を得て事業者から建設及びその関連業務（設備の据え付け業務を含む。）を請け負う者を意味する。
- (19) 「建設工事協力業者」とは、本件契約第7条第1項の規定に基づき、市の事前の承認を得て事業者から設計及び関連業務、工事監理業務のいずれかの全部又は一部を受託する者を意味し、又、市の事前の承認を条件とせず建築工事業者から電気設備整備業務、機械設備整備業務のいずれかの全部又は一部を受託する者を含むものとする。
- (20) 「工事監理業務」とは、建設業務の施工状況の監理監督に係る業務を意味する。
- (21) 「工事監理者」とは、本件契約第7条第1項の規定に基づき、市の事前の承認を得て事業者から工事監理業務を受託する者を意味する。
- (22) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (23) 「事業費」とは、事業者の本件業務遂行の対価として、市が事業者に対して行う支払いのことであり、本件契約第4条2条及び別紙6において定義された意味を有する。
- (24) 「市」とは「袖ヶ浦市」を意味する。
- (25) 「事業期間」とは、本件契約締結日の翌日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は令和16年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間であり、本件契約第3条第1項において定義された意味を有する。
- (26) 「事業者」とは、●●●を意味する。
- (27) 「事業者提案」とは、事業者が市に対して令和2年 月 日付けで提出した本事業に関する提案（その後の市の同意に基づく追加及び補足を含む。）を意味する。
- (28) 「事業年度」とは、各年の4月1日から翌年の3月31日までを意味する。
- (29) 「什器備品」とは、本件契約別紙3第3項及び第4項の設計図書並びに本件契約別紙4第3項の完成書類に伴う提出書類のうち什器備品リストに記載のものをいう。
- (30) 「設備費」とは、市が事業者を支払う事業費のうち、本件施設の整備にかかった設計・建設費等相当額で、施設整備費から消費税及び地方消費税相当額並びに分割手数料を除いた金額をいい、本件契約別紙6第2項(1)①で「施設費」と規定されたものを意味する。
- (31) 「施設整備費」とは、施設費、施設費に係る消費税及び地方消費税及び施設費の分割払いにかかる分割手数料の合計金額をいい、本件契約別紙6第2項(1)で「施設整備費」と規定されたものを意味する。
- (32) 「事前調査業務」とは、設計及び建設業務に係る地盤調査その他必要となる一切の調

査を意味する。

- (33) 「実施設計図書」とは、本件契約別紙3第4項に規定された本件施設の設計図書を意味する。
- (34) 「成果物」とは、本件契約第57条第1項において定義された意味を有する。
- (35) 「施工計画書」とは、建設業務の着手に先立ち、事前に作成し、市に提出する書類であり、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画を意味する。
- (36) 「設計及び建設期間」とは、本件契約締結日の翌日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本件契約が終了した日又は事業者が本件契約に従って本件施設を市に引き渡した日（以下、「引渡日」という。）のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいい、本件契約第3条第3項において定義された意味を有する。
- (37) 「設計及び建設業務」とは、設計業務及び建設業務の総称である。
- (38) 「設計業務」とは、本件施設の設計図書の作成に係る業務を意味し、本件施設の設計及び建設業務に必要な許認可申請等業務を含む。
- (39) 「設計条件」とは、要求水準書で規定される本件施設の設計に関する条件を意味する。
- (40) 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書を意味する。
- (41) 「全体工程表」とは、事業者が作成し、本件契約締結後に市に提出する設計及び建設業務の完了までの工程を示す表をいい、本件契約第11条第1項で規定された意味を有する。
- (42) 「知的財産権等」とは、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他の知的財産権をいい、本件契約第57条第1項において定義された意味を有する。
- (43) 「引渡日」とは、事業者が本件契約に従って本件施設を市に現実に引き渡した日をいい、本件契約第3条第3項において定義された意味を有する。
- (44) 「引渡予定日」とは、令和4年2月28日をいい、本件契約第3条第2項において定義された意味を有する。
- (45) 「不可抗力事由」とは、本件契約締結後の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、その他の自然災害又は人為的な現象であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味する。
- (46) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等を意味する。
- (47) 「法令変更」とは、本件契約締結後の法令等の新設、改正及び廃止を意味する。
- (48) 「実施要領」とは、市が令和2年6月23日付けで公表した「袖ヶ浦市立奈良輪小学校施設整備及び保守点検等事業者選定プロポーザル実施要領」及びこれに関連する質問回答を含む一切の関連資料を意味する。
- (49) 「実施要領等」とは、本事業の募集に際して市が令和2年6月23日付けで公表した書類一式（実施要領及び要求水準書、書式集を含むが、これらに限定されない。）及びこれに関連する質問回答を含む一切の関連資料を意味する（変更情報を含む。）。
- (50) 「本件業務」とは、事業者が実施要領等、事業者提案及び本件契約に従って行う本件施設の設計業務、建設業務及び保守点検業務並びにこれらの業務に関連する一切の業務をいい、本件契約第2条において定義された意味を有する。
- (51) 「本事業」とは、袖ヶ浦市立奈良輪小学校施設整備及び保守点検等事業を意味する。

- (52) 「本事業用地」とは、袖ヶ浦市奈良輪425番地1他（袖ヶ浦市立奈良輪小学校敷地内）を意味する。
- (53) 「本件施設」とは、袖ヶ浦市立奈良輪小学校増築校舎及びこれらに関連する付帯設備、その他工作物を意味する。
- (54) 「様式集」とは、市が令和2年6月23日付けで公表した「袖ヶ浦市立奈良輪小学校施設整備及び保守点検等事業者選定プロポーザル様式集」及びこれに関連する質問回答を含む一切の関連資料を意味する。

## 別紙2 日程表

本件業務の日程は、以下のとおりとする。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 仮契約締結    | 令和2年 月 日                |
| (2) 設計及び建設期間 | 本件契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで |
| (3) 引渡予定日    | 令和4年2月28日               |
| (4) 供用準備期間   | 令和4年3月1日から令和4年3月31日まで   |
| (5) 供用開始日    | 令和4年4月1日                |
| (6) 保守点検期間   | 令和4年4月1日から令和16年3月31日まで  |

### 別紙3 設計業務提出書類

#### 1 設計業務着手前に提出する書類

- ・設計業務着手届
- ・主任技術者届（設計経歴書添付）
- ・業務計画書

#### 2 設計図書の中間確認

市と事業者は、設計図書等に関する中間確認の時間・内容・方法等を別途協議の上定める。

#### 3 基本設計の完了に伴って提出すべき図書

基本設計の完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。なお、それらの図書の仕様及び部数については市と事業者が協議の上決定する。

- (1) 設計図（A1・A3縮小版）
- (2) 基本設計説明書
- (3) 施工計画書
- (4) 施工計画説明書
- (5) 什器備品リスト及びカタログ
- (6) 設備のリスト及びカタログ
- (7) 地質調査報告書
- (8) 要求水準との整合性の確認結果報告書
- (9) その他必要書類

#### 4 実施設計の完了に伴って提出すべき図書

実施設計の完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。なお、それらの図書の仕様及び部数については市と事業者が協議の上決定する。

- (1) 設計図（A1・A3縮小版）
- (2) 実施設計説明書
- (3) 構造計算書
- (4) 工事費内訳書
- (5) 数量調書
- (6) 建設設備等計算書
- (7) 施工計画書
- (8) 施工計画説明書
- (9) 協議記録簿
- (10) 什器備品リスト及びカタログ
- (11) 設備のリスト及びカタログ
- (12) 鳥瞰図又はイメージパース
- (13) 実施要領等との整合性の確認結果報告書
- (14) その他必要書類

## 別紙4 建設業務提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。なお、それらの書類の仕様及び部数については市と事業者が協議の上決定する。

### 1 建設業務着手前に提出する書類

- ・ 施工計画書
- ・ 工事着手届
- ・ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）
- ・ 報告書（下請業者一覧表）

### 2 建設業務に着手後、各項目に応じて遅滞なく提出する書類

- ・ 承諾願（機器承諾願）
- ・ 承諾願（残土処分計画書）
- ・ 承諾願（産業廃棄物処分計画書）
- ・ 承諾願（主要工事施工計画書）
- ・ 承諾願（生コン配合計画書）
- ・ 承諾願（原寸検査）
- ・ 承諾願（材料検査）
- ・ 承諾願（立会検査）
- ・ 承諾願（完成検査）
- ・ 報告書（各種試験結果報告書）
- ・ 報告書（各種出荷証明）
- ・ 報告書（マニフェストA・B2・D・E票）

※ただし、承諾願については、建設工事業者が工事監理者に対して提出し、その承諾を受けたものを工事監理者が市に対して提出する。

### 3 本件契約第26条第1項の規定に基づき市による完成確認時に事業者が提出する書類

- ・ 工事完了届
- ・ 工事記録写真
- ・ 完成図（建築）
- ・ 完成図（電気設備）
- ・ 完成図（機械設備）
- ・ 完成図（什器備品配置表）
- ・ 什器備品リスト
- ・ 什器備品カタログ
- ・ 設備リスト
- ・ 設備カタログ
- ・ 設備・備品取扱説明書
- ・ 完成調書
- ・ 完成写真
- ・ 工事費内訳書

- ・品質管理・安全管理報告書
- ・空気環境測定結果報告書
- ・実施設計との整合性の確認結果
- ・出来形管理資料
- ・その他必要な書類

## 別紙5 保険

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者提案において事業者により付保されることとされた保険については、原則として事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ市と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに市に提出しなければならない。

### 1 建設工事保険

#### (1) 保険名称

建設工事保険

#### (2) 保険内容

建設工事保険とは、本件施設の建設工事中に発生した工事目的物の損害を担保する（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）。

#### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件契約で規定された事業者が行う全ての建設工事を対象とする。
- ② 保険期間は、本件施設の建設工事に着手する日から本件施設を市に引き渡す日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は建築工事業者とする。
- ④ 被保険者は、事業者、建築工事業者又はそれらの全ての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）とする。
- ⑤ 保険金額は、本件施設の建設工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- ⑥ 免責金額は、10万円/1事故以下とする。

### 2 第三者賠償責任保険

#### (1) 保険名称

第三者賠償責任保険

#### (2) 保険内容

本件契約で規定された事業者の建設業務（解体工事を含む。）の遂行に伴って派生した第三者（児童、教職員、市職員、来客、見学者、通行者、近隣居住者を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。又、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差支えない。

#### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件契約で規定された事業者が行う全ての建設工事（解体工事を含む。）を対象とする。
- ② 保険期間は、本件施設の建設工事に着手する日から本件施設を市に引渡す日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は建設者とする。
- ④ 被保険者は、事業者、建築工事業者及びそれらの全ての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。
- ⑤ 建築工事業者（その下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。



- ⑥ 保険金額は、対人：5千万円以上／1名、対物：5千万円以上／1事故の加入とする。
- ⑦ 免責金額は、0円とする。

## 別紙6 事業費

### 1 事業費の基本的考え方

市が事業者に対して支払う事業費は、事業者が実施する本件施設の設計及び建設業務に係る対価（以下、「施設整備費」という。）、並びに保守点検業務に係る対価（以下、「保守点検費」という。）から構成される。市は、地方自治法第214条に規定される債務負担行為により、事業費を、事業期間中、事業者に対して支払う。

### 2 事業費の内訳

事業費は、次に掲げる内訳から構成される。

項目	内訳	構成される費用の内訳
(1) 施設整備費	①施設費	設計・建設費（事前調査費、設計費、解体工事費、建設工事費、什器備品調達費、工事監理費等） 各種申請業務棟必要な行政手続きに係る費用 保険料
	②消費税相当額	施設費に係る消費税及び地方消費税
	③保険料	履行保証保険、賠償責任保険
	④分割手数料	施設費及び施設費に係る消費税相当額の分割払いに係る金利手数料
(2) 保守点検費	①委託業務費	空調設備の法定点検、定期点検に係る委託費
	②消費税相当額	委託業務費に係る消費税及び地方消費税

### 3 事業費の算定方法及び支払方法

#### (1) 施設整備費

##### ① 算定方法

##### ア 施設費

施設費は、分割払いとする。

##### イ 分割手数料

分割手数料は、施設費及び施設費に係る消費税相当額を分割で支払うことから発生する金利相当分で、その金額は、施設費及び施設費に係る消費税相当額並びに分割手数料の合計金額を本件契約に定める回数（年12回合計144回。）による均等の分割払いとする場合の、分割金利に基づき算定される金額とする。支払金利は、本件契約別紙8のとおりとし、改定しないものとする。

##### ウ 消費税相当額

消費税相当額は、施設費に係る消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額を算定する。

##### ② 支払方法

③ 施設費は、分割手数料及び消費税相当額と合わせ、各事業年度の毎月末に計12回、引渡予定日の翌日から保守点検期間の終了日にかけて合計144回の分割払いとする。ただし、本件施設の引渡し引渡予定日までになされていない場合には、本件施設の引渡し引渡予定日までになされた場合の144回の施設費、分割手数料及び消費税相当額のうち、支払期日が過ぎたものについては、引渡日以降の最初到来した月

末に支払うものとする。

(2) 保守点検費

保守点検費は、保守点検期間中に生じる委託業務費及び委託業務費に係る消費税相当額の費用の総額とし、保守点検期間中、各事業年度の毎月末に計12回、引渡予定日の翌日から保守点検期間の終了日にかけて合計144回支払う。

(3) 支払手順

上記(1)及び(2)で算定された施設費及び保守点検費は、各事業年度の各月の各支払額について事業者は速やかに市に請求を行い、市は事業者からの請求を適法に受理した後、30日以内に支払う。

4 事業費の支払い

事業費の支払いは、本件契約別紙8に記載のとおりとする。

## 別紙7 法令変更及び不可抗力事由時の増加費用及び追加費用の負担割合

### 1 設計及び建設業務等

法令変更及び不可抗力事由により設計業務、建設業務及び工事監理業務に関して事業者が発生した増加費用及び追加費用（設計業務、建設業務及び工事監理業務の遅延又は中断、本件契約の解除に伴う各種追加費用、本件施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。）に関しては、施設費の100分の1に相当する額に至るまでは事業者がこれを負担し、100分の1を超える額については市が負担する。ただし、当該法令変更及び不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額は、市の負担部分から控除する。

### 2 保守点検業務

法令変更及び不可抗力事由により保守点検業務に関して事業者が発生した増加費用及び追加費用（設計業務、建設業務及び工事監理業務の遅延又は中断、本件契約の解除に伴う各種追加費用、本件施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。）に関しては、同一年度に発生した不可抗力事由による発生した費用の累積額が、当該年度における保守点検費の100分の1に相当する額に至るまでは事業者がこれを負担し、100分の1を超える額についてはこれを市が負担する。ただし、当該法令変更及び不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額は、市の負担部分から控除する。

ただし、前項及び本項について、法令変更のうち事業者の利益に関して事業者が発生した増加費用及び追加費用に関しては、全額事業者が負担する。本項について、消費税及び地方消費税の税額が増額された場合には、当該増額部分については全額市が負担する。なお、前項については、本件契約日以降にあっては、消費税及び地方消費税率変更の影響を受けないものとする。

また、消費税及び地方消費税の税額が減額された場合には、市は当該減額された金額を支払う。

## 別紙8 支払内訳書

### 1 契約金額の支払い

(1)保守点検費は下表のとおりとし、市は事業者に対し、次の区分により支払うものとする。

① 令和4年4月から令和16年3月分まで（144回） 月額 円

(2)施設整備費は下表のとおりとし、市は事業者に対し、次の区分により支払うものとする。

① 令和4年4月から令和16年3月分まで（144回） 月額 円

(単位：円)

保守点検費			施設整備費					合計
委託業務費	消費税及び 地方消費税	計	施設費	消費税及び 地方消費税	保険料 (非課税)	分割手数料 (非課税)	計	